

# 「一般社団法人北海道環境保全技術協会」のご案内

<http://www.do-kankyo.jp/>

一般社団法人北海道環境保全技術協会は、北海道の環境保全技術にかかわるさまざまな分野の企業<sup>\*1,2</sup>、組織<sup>\*3</sup>、個人などが会員となり、①各会員の保有する環境保全技術を統合して技術ネットワークを構築し、②協働して「環境保全技術の普及と向上」を図ることを目的に、平成16年に任意団体として発足し平成21年1月に一般社団法人として登記しました。

\*1 地盤環境調査、化学分析、建設・補償コンサルタント、建設、水処理、不動産など、直接的に環境保全技術にかかわる企業

\*2 環境資材、金融・保険など、間接的に環境保全技術にかかわる企業

\*3 大学、独立行政法人（研究所など）、行政機関、NPO、その他団体など、公的に環境保全技術にかかわる組織

**北海道環境保全技術協会は、趣旨にご賛同いただける企業・個人であればどなたでもご入会いただけます。**

入会案内はホームページからダウンロードして下さい。

## 1. 「北海道環境保全技術協会」の設立趣旨

(1) 環境保全技術は、その対象とする分野が広範囲にわたり、これまでのような企業単体の取り組みでは対応できない場合があります。このため、関連する企業などが連携して相互の技術・情報の補完を図り、課題に対するトータルソリューションを提供する体制を構築することが必要です。

(2) 環境保全問題は、それが明らかに存在し顕在化して社会的コスト負担につながる事例が多いにもかかわらず、これに対する社会的取り組み姿勢がいまだに明確な体系として定まっていません。したがって産業市場としても、その潜在性は広く認識されているにもかかわらず、いまだ未成熟のままです。この分野にかかわる技術・情報の保有者は協働して環境保全問題に対する技術的底上げをはかり、この分野への取組み姿勢、技術能力を明らかにして技術普及を積極的にすすめるとともに、きたるべき需要の担い手として技術向上に努めるべきです。

●某シンクタンクの試算では、今後わが国で発生することが見込まれる「地盤汚染」に関わる市場規模は13.5兆円と予測されています。経済規模からみると、北海道の市場規模は数千億円と考えられます。

●わが国でも、平成15年2月に「土壌汚染対策法」が施行されました。また、「不動産鑑定評価基準」に地盤汚染にかかわる評価項目が追加され、H15年1月から施行されています。

●自然由来の重金属汚染や一次産業からの硝酸態窒素による地下水汚染など、北海道独自の環境保全課題が存在します。

## 2. 「一般社団法人北海道環境保全技術協会」はどんな活動をするのか

### (1) 事業内容

①環境保全技術に関する情報収集、技術交流及び支援、②環境保全に関する新規技術の研究開発と普及活動、③環境保全技術に係る調査・共同研究の実施・推進、④環境保全技術に関する関係資料の作成配布、情報交換、広報宣伝、⑤環境保全技術レベルの向上のための研修、講習会等の開催、⑥新規環境保全市場開拓のための啓発並びに普及活動、⑦環境保全に係る技術資源および経営資源の斡旋、融通および共同利用、⑧国、地方公共団体、民間の研究機関、企業等からの環境保全技術に係る調査等の受託、並びにこれらの実施、運営への参画、⑨環境保全に係る図書並びに出版物の発行、⑩環境保全に係る製品等の企画開発および販売、⑪その他、本協会目的達成に関する事項

### (2) 具体的な活動

①会員の環境保全技術底上げのための定期講習会開催

②会員保有の地盤環境保全技術の共同利用、共同普及活動（ホームページの運用、環境保全技術セミナー等によるシーズ・ニーズのマッチング、一般向け講演会の開催）

③技術委員会やワーキンググループ活動による技術研究・開発

これまでの活動テーマ：「掘削ズリ処理手法の開発」、「道内未利用環境資源の利用促進」、「水質浄化手法の開発」、等

④会員、一般に対する技術相談への対応、行政との調整、意見交換

⑤環境保全技術に関する情報収集や検討業務の受託

## 3. 「一般社団法人北海道環境保全技術協会」加入のメリット

### (1) 協会利用による会員メリット

①環境保全に関する技術力が協会による技術サポート（技術セミナー等など）で向上。実務能力の強化が図れる。

②協会が主導する環境保全技術にかかわる研究部会等への参加を通じて、最新情報の取得や共有が図れる。

③他の産業分野や業界に属する会員同士の交流によって、人的技術的交流が図れる。

### (2) 協会の社会的影響力による各社メリット

①協会会員の意見を集約して協会としての施策や提言の取りまとめを行い、関係筋への働きかけを行ってその実現を図る。

②協会受託業務への参加協力。協会あるいは協会員への業務委託が容易になる。

## 4. 環境保全問題の主な具体事例

### (1) 農業

- ①農用地における残留農薬問題、②畜産排水による河川・地下水の硝酸態窒素汚染問題
- ③自然由来の重金属汚染圃場問題、④農産物加工施設からの廃棄物・排水処理、など

### (2) 漁業

- ①ホタテウロに含まれる重金属問題、②水産加工施設からの廃棄物・排水処理、など

### (3) 建設

- ①建設残土の自然由来重金属汚染（橋脚掘削、トンネル掘削などにおける掘削土の処理）
- ②建設サイトからの排水処理、③工場跡地におけるマンション建設、④環境保全を考慮した緑化工法
- ⑤大規模地下開発における地下水保全、など、

### (4) 不動産、保険・金融、都市開発

- ①不動産の地盤汚染リスク評価・フェイズI調査（売買価格への影響、担保付与、デューデリジェンス）
- ②汚染地盤（特定有害物質取扱い事業所、製油所あるいはガソリンスタンド、その他汚染リスクを有する施設の跡地）の修復と再開発など

### (5) 環境行政、コンサルタント

- ①環境リスク評価に基づく開発計画の立案、②休廃止鉱山廃水の処理計画、③地盤汚染リスクが高い地域（旧操車場跡地、大規模工場移転跡地）を対象とする都市開発計画、④最終処分場閉鎖計画など

### (6) 環境機器、プラントメーカー

- ①北海道の気候条件に対応する環境浄化機器の開発、など

### (7) その他

- ①環境リスクが高い工業施設における環境監査、②企業の自主的取組みによる汚染地盤浄化、など

## 5. 会員および会費

本協会は、会員の会費（下表参照）をもって運用します。研修・講習会参加費などの費用につきましては、その内容に応じて、別途ご負担をお願いする方針です。

以上

### 別表 一般社団法人北海道環境保全技術協会 会費

種 別	入会金	年会費	適 用
名誉会員	なし	なし	この法人に対して功績のあった者として会長の推薦を受け、社員総会で承認された者
特別会員	なし	なし	学識経験者またはこれに準ずる者あるいは団体で、この法人の運営に寄与するものとして会長の推薦を受け、社員総会で承認された者
普通会員 (団体)	30,000 円	36,000 円	この法人の目的に賛同して入会の申込みをした個人又は団体
普通会員 (個人)	5,000 円	6,000 円	
賛助会員	10,000 円	24,000 円	この法人の目的に協賛して入会の申込みをした個人又は団体

協会活動の詳細は、ホームページをご覧ください。 <http://www.do-kankyo.jp/>  
講習会などの行事予定や入会案内・規約なども確認できます。

## 一般社団法人北海道環境保全技術協会・事務局

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目1番地7 広井ビル3階

TEL : 011-206-0180 FAX : 011-206-0181

メール : dk-info@do-kankyo.jp

(160114 版)